

羣書類從

三百十九

			九	和
		二	五	書
		〇	九	門
六	七	〇	七	
冊	架	函	號	類

庫	文	閣	內	
二	九			和
四	五			書
函	九			
一	〇			
架	冊	號	類	

內閣文庫		
番號	和	9595
冊數	670 (400)	
函號	214	39



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak



群書類従巻第三百十九

物語部十三

源語秘訣

一 源語秘訣

一 源語秘訣

一 源語秘訣

一 源語秘訣

一 源語秘訣

一 源語秘訣

檢校保七一集

後醍醐天皇御白

源語秘訣

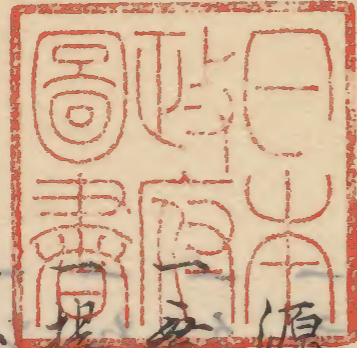
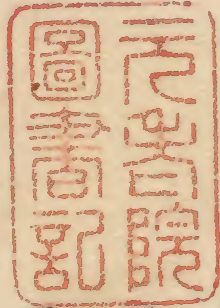
源語秘訣

源語秘訣

源語秘訣

源語秘訣





群書類従巻第三百十九

物語部十三

檢校保己一集

源語秘訣

後成恩寺尉白 兼良公

一 五服陽の事

桐壺卷

一 揚名介の事

夕顔卷

一 女房男れ指貫とあふ事

同卷

一 翁も何し〜の事

花宴卷

一 か子若随身れ事

葵卷

一 祢の子れ飯三〜の事

同

卷三百十九

一 室のむらさき

同

一 室のむらさきのむらさきの事

賢本卷

一 室のむらさきの事

明石卷

一 室のむらさきの事

信雲卷

一 室のむらさきの事

乙女卷

一 室のむらさきの事

玉尊卷

一 室のむらさきの事

初者卷

一 室のむらさきの事

胡蝶卷

一 室のむらさきの事

菱裏紫卷

一 室のむらさきの事

松風卷

相輝卷云

見おちかへてもおちかへせまかへるもてのむらさき
 とおちかへるもてのむらさきと
 七歳の事ハ合條の文ハ見えとれ七歳
 此人若親の喪ハ何ハと彼彼の事ハ法令
 七歳以下ハ服御あるハ切とるよう
 勅申東宮聞食姨喪雖未成人可有法彼以否
 又假令無涉服者例行神変不停止事

右蒙上宣彌上件由事臨時有疑宜勘申者喪葬
令云姨服一月修寧令云職事官遭一月喪給假
十日又條云至服之滿一月服終假二日者今案
件文七歲以下服親死日給假法也七歲以下不
可者親服令條云之名例律云七歲以下雖有死
罪不加刑又職制律云可者彼人聞喪匿不舉哀
者共徒罪以下也由是案之死罪之重不可加刑
何況徒罪以下云可更論既云罪者不可有淨服
又神祇令云敬齋之內不得吊喪同病者據檢此
文吊喪同病為穢然則既云淨服行諸神事者有

何妨哉仍勘申

延長七年二月廿八日大判事惠朝法博士惟宗朝旨曾經
又延長四年勘狀云
主計以兼明法博士惟宗朝旨真本

勘中七歲以下人遭親喪并件親遭七歲以下
人喪之間各行神事以否事

右檢御寧令云至服之滿本服三月服三日一月
服二日七日披一日注云生二月至七歲式云極
至服之滿諸服者限日未滿被召冬入不得祭事
者按此等文除服之外至親神事又七歲以下之

人母可名被く由然則於初神事者何妨亦仍留
 延長四年十月廿五日明法性寺無常門依惟宗朝長公方
 合案醜醜神門の所也七歳以下の人親の妻了
 着被る者其此事如此あなまろく法家子作て
 勤りこころい法性寺も被候不可者仲とりこた
 お経の相壺の所門を延長七年に準らんまのそ
 志うも源氏君三等もそそ又家子くおきて官中
 と出候と被候ある事とて定むりつと事とん
 うりつと法家子作て被候あるへうと事と
 に定むると延長七年此事之源氏君の母此妻

よあむして退出し候事ハ七年以下被候者
 無いこと定むぬ時の事とて候ある知たつ一
 義七歳以下の人被候ある事とてことと云ハ二
 等以下の親の妻より父母一等の妻とて
 ハお父とて候事ハ猶外家とて候事
 一と云へし後の代此事とて候事
 佛の時鳥羽院五歳とて諒害此事あり則以
 日易月の事とて候事とて候事
 准據とて候事又一義云延長七年法曹の
 勤候も職制律の可名被く人の軍喪匿不奉哀

者徒罪以下と云ハ職制律の文を見ても聞父母
若吏喪匿不舉哀者徒二年聞祖父母亦喪
母喪匿不舉哀者徒一年とあると父母の喪を
かくるとも既に徒罪といふ又七歳以下雖首死
罪不可加刑といふるは二親の喪とあり
はとも不可若彼之中ハ之類とのたう是より
て今此世も及まら七歳以下の人と父母の喪
はも若彼の喪たること多羽院は五歳も若湯
行給ふ事ハ一人の義を下れ人の公喪なること
各別の喪也凡庶は礼ははらふべし源氏の

君若官中を退出するは延喜七年の事なり
み侍る金地なり

夕顔巻云

やうたいのとある人

清慎公記云康保四年七月廿二日宰相延光將來言
雜言次言の上述日本病發給る由凡清佐
理之高聲歌給田中師氏之并威法用云々在清門師氏又
來云今日候殿上意之波敷放歌法を言を御歌者
子宗良没す近來友人皆水声頗以不便明
日可首除目云々如此く同何を行公事乎云々

往代開武極暴惡之主未開粗亂之君如然之間
 外威不若之軍競成昇進之令在患の智之藤納伊
 言望大納言之入伊夜後古大將為先朝臣來之
 明日除目一昨古大將與藤大納言在衡議定早之也
 傳水之揚名更白早可立停止之者也
 今案冷泉天皇八民於卿之方之怒雷子よつる
 粗亂日之海一多時外威の人一九條殿官
 位昇を未此事と議定之と之小野官殿の時更白
 子何とたつた之入更一冷山一を日述懐一傳
 之て揚名更白之やくをゆふ之と記之可也

事記之紀云天曆四年九月五日一分除目令一
 旁書生讓伴揚名書生之
 政事要略惟宗允卷六十七云同人之僕後不可
 着後但諸玉揚名掾目等為車馬從之日依例僕
 從猶可制裁為帶掾目不可制裁若云々
 今案揚名之二字ハ諸玉此介日限ハ之也揚名
 更白之清暎之ハ之也又揚名掾揚名目と
 色ハ之揚名之只名之ハ之也之之ハ之ハ之
 之更日之ハ之也之職掌も亦ハ之也之也
 之之ハ之揚名之ハ之也之也之ハ之也

卷三十一

五

を修るやともし八玉へ下つて吏勢を志る處を
死かり寛江二年除目藤原惟光望揚名女申又
且て左陸權女日任せしむ近き法貞和二年二月除
目執筆後著先
因抄改自給申又後東良清望揚名女と
ありて山内權女日任せしむ愚考も先年執筆此
自給日此申又と執して左陸權女日任し侍り
と後日心ひ侍連ハ左陸乃由之様と申ふ似し
他由乃女日任と申ふよりよきか但難ししかるべし
同卷云
たうしなほりてひりてそのものことなるべし

あやと女侍とてさうめとのことあけさるの中候
しりて申すは女侍とてさうめとのことあけさるの中候
女房は男のさうめとある事らふのほひをさう
るひとあり西宮抄云走孺原氣比流下濃裳平指指
貫とく或抄云流御行幸く時堂伯余婦等張袴
上着平指指費如男
指費騎馬供とて西宮抄此
しりてわくもさうめ流御の初幸時乃事なる
堂伯余婦女孺等馬日らんるありそめ男
の平指の指費とてさうめ朝顔を折さるる
わくも女指貫たるはあけさるの事し海

馬の糸と御所の糸を比べると、御所の糸の方が長く、

花宴卷云

おさかも何れもまゝい出のえいとおんかえりしつりし

村上天皇康保三年正月廿有藤原後少納言左大臣

童もて納獲利まつひ給ひききつあひめされては

宿を給ふ時清悦公実資の御父也實資の御母也かこひ

悦て感ずたるをききとて君給へり子此を給へ物御

はつらうの時祖父若ら父の御あまうして藤原事あり

此後又後冷山院治暦三年童藤原清遠の時中納言

顯房公 童もて胡飲酒を奪ひ去らんと給ひ

いかに祖父内大臣師房をすてまひ給へり是等を

醜翻の代侍より後の事之此次の詞中ゆへ

ゆゑまはし出させ給へりまゝと云ひて源氏末代

は詞なりたるハ頭中將の柳菟苑をた物種あり

清のうけ給ひり時たかしの御こまの目たかをとま

なへたかひのまゝ一はやきき此後代の例もあかり

白のききを給へりあしハ延喜より後の事なれど

これと今た例ハいごとと後代のたかひもあまへり

花宴卷

と云ふ、則康保の例を後代のたゞ日云ふこと
葵巻云

大將の如きは随員殿とて曹たるもの多し事ハ兼其事
何れと云ふことと知事たるものおれと云ふことと云ふ
古近強人のとうはさうまの事也

めはさしと知事とハ伊豫の知事ありといへば
長和五年十月廿二日後一條院の伊豫乃知事
攝政伊豫 信成ハ伊府生以下十人ハ
されて右具ハ信成ハ古乃將監將曹各一人は
めはさしと云ふこと一員も又ハ随員も云也

信成ハ知事の時ハ古近の友人ハ皆ハ陣中
なると云ふこと私ハ隨員も云ふこと事ハ信成ハ
政望ハ別院の事ハ人鹵簿甚以ハ陣中
信成ハ信成ハ一員と具せし事也
殿との知人のおぼと一員も云ふこと事ハ
例ありと云ふこと今ハ信成院の伊豫日源氏の
若一員と具せし事ハ信成の事ハ云ふこと
頗る理日と云ふことやと云ふこと事ハ
知人の事ハ信成ハ云ふこと事ハ
源氏の大将と云ふこと事ハ云ふこと

のるうはるゝ能く分別とて事也類義なり日
よめて河海をともす年をともすを侍り

同卷云

祢のこはるゝ能く分別とて事也類義なり日
よめて河海をともす年をともすを侍り

李朝王記天曆二年十二月卅日徽子女王入内仍
手取案内供餅不可之今夜之友也昂首勅差冬
須更余捧湯餅到殿戸有典侍曰種餅盛以浪土
袋代同箸一双安同袋納腰袖袋一合有頂息所
退出昂餅袋侍女

小右記天元元年四月十日在大内相忠一女連
入内十二日始冬上殿下同冬餅曰種盛浪盤同
盤同浪箸餅上置公葉有但納前給袋一合覆
蓋令持候殿下侍共殿下侍有加笑典侍令奉
之頗有忌洞末及曉更殿下退下昨君曉更退下
右餅盛曰杯例なり之う一八曰杯といふなり
都記 經信 云寛治三年正月十九日嫁娶 院殿 盛
餅三杯被送腰袖袋地袋浪杯三杯例漢之浪
鶴一双盤上置浪箸一雙

右餅盛之杯例也河海抄所載侍賢院御入内記

も三城なりと云ふと三城一具と云ふなり
 今案此條むのへ退安四城日盛ると申はより
 四の教をくつりて三城は城さへしとせんも
 け物證をいさし四城はより一城の事なれを
 四城の説を用ゆへとみり云ふことハ四の教をい
 て海城の君はよりあへともはれよ之河海ハ中古
 より乃儀をより注せりせんが時にお達と云ふを
 ちりも次も云ふことと云名目た傳十九卷日あること
 條縣の老人と云ふ人の日年と云ふにして著るなり
 ハ長生歳正月甲子朔日百有日十八甲子矣云云

今三之一也云々此老人ハ七十三年あるものなり
 のまにち著るして生じしうけの今日を
 の日れ教と云ふことハ甲子の日ハ
 六十日ハ一夜まぐる物なるを言ひてより此方ハ百
 日十八夜乃甲子此日ハ何れをいさや末の甲子此日
 より今日まへに云ふ二日ありと云ふ六十日のこ
 うことハ北日あり甲子の日よりかきつるハ癸未
 日ありことハ今世同著るハ二月廿七日癸未の日ハ
 事なり日百甲子ハ六十日ハまぐる物あり
 くと見をあらせしむことハ日れ教二百六十日

六十日ケの先を横書きをてしてきてさぬをえな
 してていん時を亥といふ字もかゝるあり二山二万六
 千六百六十の算のよめかゝれおと一三亥の字
 日似るれ亥字の算と八名付るをより亥の子は
 餅日とて亥の字は算の二う一といふ詞をて
 又甲子の教をててて子の子もふかう周代
 の十二月ハ子月と正月もさるる今月十月此亥
 此月ハ十二月かゝるのことも十月の事かれば自然
 日相付へて十月ハ一陽とて地下も生しを
 万物をててむ月かゝる嫁娶のててれいとてお日

たよのあま月かゝるては財をてて
 此月卷のあま月かゝるては財をてて
 海もともまててさるもてはせほくもまよててて
 一いん時をてて今ハと旬をてててさるもてて
 いまもさるもてて今ハと旬をてててさるもてて
 む人ありて知すれりかういもさるもてててて
 一も律とハ死も事いもてててててててて
 方去祝云の夜此事かゝるてはとて又あててて
 さいとててて餅日杯をもこつ一といふハ印の教をい
 むちのいまてさるもてて死の字かゝるてて光るも



日つかきとせきれ、弁も公坊く、同日もほけぬ
とふつろりももまじつと付くくと云ふたう

梯巻

さうじつ日との物者ぬく、改おとくみえと

北山抄云、至平近衛次将常叔上殿、女妨仍宿侍

之時副将宿侍

李朝王化天慶九年九月十日詔裂藏人右衛尉

中束助信宿直夜々、昨夕王上侍殿上侍披見

助信所隨身之裏中衣如色頗深、仍石破或云者

衣私物、非人不可用者、頗涉苛酷云々

今業との井物のぬくらゐの事、宿直の袋之ふくら

を、はは、こもり、あま、李朝王化、はは、は、こもり、あま

裏の字を、別は、こもり、あま、ひ、ひ、教上を

云、二條院の教とあり、宿直と人をも、あま、ひ、ひ、

あま、ひ、ひ、こもり、あま、ひ、ひ、こもり、あま、ひ、ひ、

たりと、若葉、梯巻、ぬくらゐの井物、あま、ひ、ひ、こもり、

あま、ひ、ひ、こもり、あま、ひ、ひ、こもり、あま、ひ、ひ、

今更云、あま、ひ、ひ、こもり、あま、ひ、ひ、こもり、あま、ひ、ひ、

あま、ひ、ひ、こもり、あま、ひ、ひ、こもり、あま、ひ、ひ、

信用と云へり

揚名をふれこの儀をわぬ物共袋を二箇の
秘事として記し入るる。

明石巻云

ゆくたを記しつる事とせしむる事あり
あつたかたはこと記ハミと記しつる事あり
あつたかたは事とせしむる事あり
あつたかたは事とせしむる事あり
あつたかたは事とせしむる事あり
あつたかたは事とせしむる事あり
あつたかたは事とせしむる事あり
あつたかたは事とせしむる事あり
あつたかたは事とせしむる事あり
あつたかたは事とせしむる事あり

あつたかたは事とせしむる事あり
あつたかたは事とせしむる事あり
あつたかたは事とせしむる事あり
あつたかたは事とせしむる事あり
あつたかたは事とせしむる事あり
あつたかたは事とせしむる事あり
あつたかたは事とせしむる事あり
あつたかたは事とせしむる事あり
あつたかたは事とせしむる事あり
あつたかたは事とせしむる事あり

落雲巻云

よも君のゆと記しつる事あり
舊例男女ともに着袴の時と小袖をハ着るを禮と
用るるあり一條院はさつた事とせしむる事あり
始て流小袖を

着し多ふかりの構ハ白紙ののあや文小葵うら
白紙平箱かつ三幅紙緒若殿と三守に帖く大姫如
打敷とく法成四年末宮 女徳 法成緒の時法
のやうな女の一人とさよよのて沙汰あつて用させ
ら道きれも若法いふうりしを案

乙女巻云

そいひもあつてふりておひりておひりていふ
西宮抄云東脩食部孟事獻孟者二人内外相執
進者有司云其方の垣下容何戸をう給へるとり
献孟称唯云下の階を給侍有司云然者戸第正之

しそはく竹と法とそ然者唯称飲平擬把放孟
之後と退

今業末脩と云い学生の入学とて時その師も東脩
の禮とてと二字の公脩ハ胸之やうに肉十挺を
一束りて座の乳もせしとてお期此令もて代り
布一端を師も給りたりそ入学の時垣下に志を
そ人あつて酒食とてとあつて戸第と云ハ上戸下
戸の品もよつて酒を志るふの垣下とて事か翁
の事もあつて加茂八幡の縁射の系又結らぬ
らあつていふもあつて事たつてハそ日の食意も法は

ともうらうらう今汝を強ひて一凡の字也凡河
 内之姓も凡を一一とよするおやをたとへ詞あり
 かいも一幻垣下とある一八谷之垣下とはおいら
 公の懸登とかいも一とある一と一と一と一八世
 ありよのほほあううううううううううううう
 を謝とることあるの冠名の君はあつとけおけ
 六條院とてをうらふわ一何儒生とてを請して
 答とまうも一と垣下の請は公卿をわし者
 せしよ一とゆと儒生の過るたると謝とまうし
 舊説と一とゆと儒生の過るたると謝とまうし

日
 玉首巻云

水鳥のくうはほとるう地し

毛詩棠棣篇云鶉鴒在原兄弟急難之註云鶉
 鶉雛渠也鶉云雛渠水鳥也而在原失其常處猶
 兄弟之急難之
 今棠棣篇云鶉鶉在原兄弟急難之註云鶉
 鶉雛渠也鶉云雛渠水鳥也而在原失其常處猶
 兄弟之急難之
 則一所をよきていふにさかふおとと鳥の陸
 まうらうもあつと棠棣の心をのほく相違せ

と旧説あをまもるる

胡蝶巻云

男踏鞮は高中子の冠とて中子とてさくくしとて
白粉ぬもくさつたると二日後人所日用之者ん
六位の者人よせしめて飾りて面をけしむる
あつるもよんあつるもよんあつるもよんあつるもよん
とてし是と礼記玉藻篇云編冠素紕既祥冠
素綏守惰游と也と陳氏傳云此言編冠素
紕而綏と素者長五寸蓋以其為惰游失業之士

使之彼此以取之耳云惰游之士は失業と稱して
何変をもたるとと流連とてはくくとのをそとて
そとてゆふしめんをよ編冠の白と冠をよせしむ
今男踏鞮とて云も正月十日京中の游子は明月
よ紫とて所へ推参せる事と惰游失業の人と同
くしそをよる中子の冠を若せしむるもよ末代
千秋万葉かとも云ハ男踏鞮の解風をの後醍醐院
の侍時よもよやと事と

胡蝶巻云

ふとみ所とつての侍時よもよやと事と

小葉花物語廿六と云くは位子位六位と云くは
はらうははらうと云くははらうと云くははらうと云くは
ふ物のつうたををわ物をつうたををわ

是ハ尚侍殿の御葬送の時其のたふり
松並子之此日車之御ありあまの御ありあまの御あり
さあまの御ありあまの御ありあまの御ありあまの御あり
わらわの御ありあまの御ありあまの御ありあまの御あり
是の御ありあまの御ありあまの御ありあまの御あり
今業日此の御ありあまの御ありあまの御ありあまの御あり
る成日此の御ありあまの御ありあまの御ありあまの御あり

さあまの御ありあまの御ありあまの御ありあまの御あり
對して中葉の御ありあまの御ありあまの御ありあまの御あり
と云くははらうと云くははらうと云くははらうと云くははらう

藤裏葉卷之十二

四月はらうと云くははらうと云くははらうと云くははらう
みくれく又下詞ははらうと云くははらうと云くははらう
さあまの御ありあまの御ありあまの御ありあまの御あり

此の物語は朝日此の御ありあまの御ありあまの御ありあまの御あり
物之御ありあまの御ありあまの御ありあまの御ありあまの御あり
歩は御ありあまの御ありあまの御ありあまの御ありあまの御あり



あまのうらぐらふをば朝日ほのぼのたる月
さしぬあまの七日の夕月をばあまの浮舟巻
よもほのそらほの夕月をばあまの浮舟巻
あまのそらほの夕月をばあまの浮舟巻
あまのそらほの夕月をばあまの浮舟巻

此一帖後成恩寺入道殿下之製作花鳥余情之
別注之秘訣也己三箇條之支被載之如惜眼命
深可停外見耳借請肖柏小弟字留之余多年留
心於彼物語依道之冥加及今書寫珍重之
文明十三年十月十日從一位源朝長通夷判

灯下令校合之畢

松風卷云

かほりの院

桂の院ハ桂川のやまの河海日今若桂宮院
そととトハ伝道と太素と桂とハくわのり
そとと桂の院ハ桂川のやまの河海日今若桂宮院
そととトハ伝道と太素と桂とハくわのり
そとと桂の院ハ桂川のやまの河海日今若桂宮院
そととトハ伝道と太素と桂とハくわのり
そとと桂の院ハ桂川のやまの河海日今若桂宮院
そととトハ伝道と太素と桂とハくわのり

桂川の極強の時於桂院有盃飲事見經信卿
記云此物信卿の巻云おと桂川其のくさのいあり
西河おゆり

和島解情の別徑此亦之十五ヶ條に加此一ヶ條を
去ヶ條より七ヶ條に由水以之不見か未審也

此一通以後妙華寺關白自筆写し件一通
從准后備給之也

永正十七曆十一月五日 左幕下判

右源語秘訣以屋代弘賢藏本校焉

源氏物語音寫記

永祿三庚申年七月癸酉今日源氏物語講音寫也

^{植通}余惣攝祿し生し調宰此官しあかあくくくと

知くせい扇をさくて南泉日おし地後日年と

はくちは浦をさくて其の女を任吉の孫よあを

あるちの外もややいは河を孫と初とる日海京

しと都のあるちの由身はくへおしと竹分にち河の

周と且我國の伊周とくし此をくおし心ようか

るち盛者必衰のさとくちの年のかとあるちの

日八身ははくちのあくちの海を此をくくちのあく